

会 議 録

審議会等の 名称	令和４年第１１回教育委員会（定例会）
開催日時	令和４年９月２９日（木）１４：００～１５：００
開催場所	山口市役所別館１階第１会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員
欠席者	
事務局	兒玉教育部長、古賀文化財担当理事、上野教育部次長、石川教育総務課長、藤原教育施設管理課長、右田学校教育課長、内田社会教育課長、渡辺文化財保護課長、松富中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （１）山口市社会教育委員の委嘱について 報 告 （１）令和４年９月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について
	藤本教育長 ただいまから、令和４年第１１回教育委員会（定例会）を開会いたします。 会議録の署名につきましては、横山委員さんと角川委員さんをお願いしたいと思います。 本日は、議案１件、報告事項１件となっております。 まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。 本日の案件につきましては、市議会に上程する案件等がございませんことから、公開にて審議したいと思います。 公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手） それでは、本日はすべてを公開にて審議します。 まず、議案第１号の「山口市社会教育委員の委嘱」について、事務局からお願いします。 内田社会教育課長。 内田社会教 まず、資料Ｂの１ページ、２ページをお開きください。

	育課長 議案第1号の山口市社会教育委員の委嘱について説明いたします。 現在の山口市社会教育委員の任期が、令和4年9月30日で満了いたしますことから、社会教育法の第15条第2項、山口市社会教育委員の設置に関する条例第3条及び第4条の規定により、改選による次期の委員を委嘱するものでございます。 委嘱委員の数は、前回同様15名の改選としております。委員の名簿一覧につきましては、2ページに掲載をしております。 委員につきましては、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間でございます。 また、退任されます委員につきましては5名、新しく新任されます委員は5名、そのうち2名が公募委員でございます。 こちらの公募の内容につきましては、公募期間を令和4年7月15日から8月5日まで設けまして、公募内容の小論文「今、求められる社会教育」をテーマに800字以内の論文提出をお願いしたところでございます。 応募者は3名で、審査につきましては、教育部長を委員長とする7名の委員により組織した公募委員選考委員会により論文を審査し、2名を公募委員として選考いたしました。 このたびの改選につきましては、現委員の再任の意向や公募委員の選考結果等を踏まえ、5名の交代となったものでございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	藤本教育長 それでは、議案第1号につきまして、意見、質問等はありませんか。 無いようでしたら、議案第1号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、報告第1号の令和4年9月定例会市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について、事務局からお願いいたします。 兒玉教育部長。
兒玉教育部長	資料①、資料②をご覧ください。 資料①、こちらが9月定例会市議会における一般質問でございまして、巻末には委員会の概況報告を添付しております。 まず1ページをお開きください。通告一覧表です。 このたびの一般質問は9月12日から、月曜日からの4日間で行われました。 2ページをお開きください。このたびは7人の議員からご質問をいただきました。 9番梶山俊哉議員、13番竹中一郎議員、14番米本太郎議員、19番野村雄太郎議員、21番安河内淳朗議員、24番尾上頼子議員、27

番其原義信議員です。

５ページをお開きください。梶山俊哉議員です。

イ「安全安心のまち」ということで、教育委員関係は②小・中学校内の設備に関する安全対策ということで、私の方でご答弁をいたしております。

５ページの②をご覧ください。質問の要旨です。

「令和３年４月に宮城県の小学校で起きた事故を受けて行った点検により、安全性に問題があるとされた小・中学校の設備への対応状況と、今後の安全点検のあり方、及び点検項目、点検実施者等を含む学校施設・設備の安全確保に向けた取り組みについて伺う。」ということです。

資料②、答弁の概要を示したものをご覧いただきたいと思います。

それでは端折って説明いたします。

令和３年４月、宮城県白石市で死傷した事故の後、文部科学省からの学校設備の緊急点検についての通知を受けた。本市においては、小学校６校、中学校２校で、防球ネットなどの金属製支柱が地面と接する部分の腐食やネットを吊るすワイヤーの腐食など、８箇所で見つかった。７箇所については修理修繕を行い、残りに１箇所については、修繕の必要がないということで、その後の劣化状況について注視を依頼している。

次に市内の小・中学校の安全確保に向けた取り組みとして、法律に基づき、有資格者がおこなう法定点検のほか、学校保健安全法に基づく教職員の点検を、法定回数では毎学期１回以上となっているところを山口市では毎月１回の間隔で行っている。この教職員が行う点検については、日々の業務の合間に、数十項目にわたる点検を実施している。主に目視によって行っているが、昨年実施した緊急点検により発見された８校、こちらは地面に接する部分や相当の高所であることによって、見つけにくい場所であったため、残念ながら緊急点検を行うまで発見できなかった。こうしたことから教育委員会としては、各学校に対し、安全点検の適正な実施を改めて要請をしていたが、その後も学校施設の老朽化、劣化による事故が全国で後を絶たないというところで、重大な事故となる恐れがある設備に関しては、夏季休業中を利用し、できるだけ複数の教職員で、目視、触診、振動、作動など、複数の方法を組み合わせて実施することとした。すでにこのたびの夏季休業中に、全ての小・中学校で行っている。また、今後、教育施設管理課の職員が、各学校を訪問する場合は、極力、学校の点検日に合わせ、教職員と一緒に点検を行う、あるいは点検時に見落としがちなポイントを同課技術職員の専門的な視点から教職員に対する助言を行う。こうしたことにより児童生徒の安全確保に努めていきたいと考えている。

続きまして、１２ページをお開きください。

竹中一郎議員です。

質問事項は、ア やまぐち子ども未来型学習プロジェクトについて、中項目として① 今年度の取り組み、それから② YCAMとの連携の優位性ということで、教育長からご答弁をいただきました。

質問の要旨です。① 市教育委員会が山口情報芸術センター(YCAM)と連携し、昨年度から取り組んでいる「やまぐち子ども未来型学習プロジェクト」では、生雲小学校での地域学習を発展させ、WEB上で閲覧可能な「360° 図鑑」を作成したほか、渦上中学校では、メディア・テクノロジーが組み込まれた道具を使って新たな競技を開発し、体育祭で実施された。今年度は小・中学校でどのような取組を考えているのか伺う。

② YCAMでは、メディアアートを作成し世界に向けて発信するという、他市にない独自の取組を行う施設として様々な事業を進めている。本市にYCAMがあるという優位性を最大限に生かし、YCAMと市教育委員会とが有機的に連携し、これまでも先進的な教育施策を展開しているところであり、その成果も実感している。今後もさらにこの優位性を生かした取組が山口発オリジナル授業の開発に必要不可欠であると思うが、教育委員会としてどのように考えているのか伺う。

答弁についてです。まず今年度の取り組みです。

やまぐち子ども未来型学習プロジェクトの今年度の取組は、昨年度と異なる新たな小・中学校をモデル校として取り組んでいるほか、教員研修を実施している。小学校では、昨年度、生雲小で実施された取組を、今年度は白石小学校と秋穂小学校において実施している。中学校では宮野中学校において、ICTを活用しながら10月の文化祭での授業を進めており、芸術表現の分野において、生徒が仲間と協働しながら作品の構想を考え具現化していくという取組を進めている。教員を対象とした取組として、昨年度は、クロームブックなどを利用してリアルタイムに情報を共有しながら情報の収集、整理、分析、編集、それから発表等の演習、今後の授業づくりに向けた研修会を行ったところであり、今年度は市内小・中学校でICTの活用に積極的な教員を中心とした研修会、これは書いておりませんが、先生と考える360° 図鑑を実施しており、各教科の授業や総合的な学習の時間において、ICTの利活用や情報活用能力の育成に資する360° 図鑑のより効果的な活用に向けた研究を進めている。

② YCAMとの連携の優位性の項目です。YCAMは公教育ではカバーできない高度な専門性を有しており、教育委員会としては児童生徒の効果的な学習方法のあり方を研究するためYCAMとの連携事業を平成28年度から始めたところである。事業では、YCAMの教育プログラム「スポーツハッカソン for Kids」を3年間に累計16校の小学

校で実施、29年度からは、小学校の社会見学にあわせて施設見学や体験学習を実施し、毎年多くの児童がYCAMを訪れている。そうした中、平成29年に改訂された新学習指導要領に「情報活用能力」を言語能力と同様に学習の基盤となる資質、能力と位置付けられるとともに、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図ることが示された。また、令和2年度の「GIGAスクール構想」の加速化により、ICTを活用した授業や情報活用能力の育成に資する授業展開が強く求められるようになってきた。様々な自治体でICTの教育現場での活用が課題とされる中、本市では、YCAMとの連携を図っていたことから、全国的にも先進的な取り組みとして令和3年度から「やまぐち子ども未来型学習プロジェクト」を始めることが可能であったと認識している。本プロジェクトの中で生み出された「360°図鑑」、体育祭、文化祭での取組は学校教育で積み重ねてきた教育実践とICTの活用とが融合し、参加した子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するという点において、素晴らしい実践であり、特に「360°図鑑」は、学校教育の分野のみならず、市内の文化財等地域資源の情報を組み込んでいくことで、子どもたちの地域愛の醸成につながるとともに、文化財の保存や活用に向けた新たな展開につながる可能性もあると考えている。

続いて、24ページをお開きください。

米本太郎議員です。全国学力・学習状況調査についてということで、教育長からご答弁をいただいております。

質問の要旨です。長引くコロナ禍の中で、子どもたちは「新しい生活様式」を基にした感染対策を心がけ、以前に比べ大幅に行動を制限された生活を続けており、子どもたちの学力への影響が懸念される。児童・生徒の学習改善・学習意欲の向上などに役立てるための全国学力・学習状況調査が4月に実施され、7月末にはその結果が公表されたが、本市の結果と課題、及び課題の解決に向けた本市の今後の取組を伺う。

答弁の要旨を申し上げます。

コロナ禍での子どもたちの学力への影響について全国的に危惧される中、本市においては、小中すべての教科において、全国及び県の平均正答率を大きく上回り、全国の平均正答率を100として比較するとほとんどの教科において5ポイント以上上回るなど、県内トップクラスの結果ともなっていた。こうした結果については、3年前から取り組んできた「本物の学力を育成する授業改革」の取組が少しずつ功を奏してきたととらえている。「本物の学力」とは、子どもたちが未来を生き抜く力の核となるものであり「知識、技能」だけでなく、目に見えない「非認知能力」を含めた本市独自の学力観を示すものである。また「本物の学力」は、児童、生徒が教材に加え、仲間や教員、家族、地域の方々、未

来、過去の自分等、様々なつながりを深めることで身につくと考えており、これまで3つの重点取り組み事項を進めてきた。第1に市内全ての小・中学校で目指す授業像の共有、第2にICTの効果的な活用、第3に自己肯定感や思いやり、学びに向かう力といった非認知能力の向上の取り組みがある。一方で、小・中学校共に、記述式の問題で正答率が低くなる傾向があり、子どもたちが自分の意見や考えを言葉や文字で表現することに課題があることが分かった。また「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していましたか」という問いに対して、小学校では62.1%が肯定的に答えているのに対し、中学校では52.1%と10%の差がみられ、小学校から中学校へ進む中で、学習の小さなつまづきが積み重なることで、学習意欲や学習態度にも影響し、そこから学力差が生まれる恐れがあることを示しており、そうした課題を解決するための手法の一つとして、小中一貫教育の研究を行うことが有効と考えている。また、子どもたち一人ひとりの学習到達度に差があることも事実であり、授業改革とともに誰1人取り残さない学習支援の充実が急務であると考えている。さらには、生活習慣の状況によって学力の定着に差がある傾向がある中で、本市では、朝食を毎日食べている児童、生徒が、小学校では84.4%、中学校で84.6%と、特に中学校では全国平均を上回っており、各家庭での理解や協力が今回の結果の背景になっているものととらえている。としております。

次に資料①、36ページです。先ほどと同様、米本議員です。

イ 歴史文化資源の保存と活用について。① 山口市文化財保存活用地域計画、こちらについては私の方でご答弁をしております。

要旨を読み上げます。

本市における歴史文化資源の保存活用について、以下のとおり伺う。本市では、昨年7月に「山口市歴史文化基本構想」の実行計画となる「山口市文化財保存活用地域計画」が文化庁長官の認定を受けた。当該基本構想の策定にあたっては、市域における歴史文化資源の調査がなされ、当該計画では、基本方針や施策区分、具体的な取組が挙げられている。計画策定から、約1年が経過したが、現時点における取組の進捗状況と今後の展望を伺う。

資料②については4ページをお開きください。答弁の要旨です。

本市では、市内の様々な文化財を歴史文化資源と称しており、これらを保存、活用し、未来へと伝えるためにマスタープランとして、「山口市歴史文化基本構想」を策定、この構想に定める取り組みを計画的に推進するために「山口市文化財保存活用地域計画」を作成した。この計画では基本構想に掲げる基本理念「多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える」の実現を向けて、3つの基本方針を定めており、1つ目は、

「多彩な歴史文化資源を把握してその価値を共有すること」、2つ目は「歴史文化資源を保存しながらまちづくりなどで広く活用すること」、3つ目は「そうした保存と活用を支える仕組みを作ること」としている。またこの計画の特色として12の関連文化財群という、様々な歴史文化資源を歴史的・地域的な関連性をもとに一定のまとまりとしてとらえた考えを採用しており、このことにより、本市の歴史文化資源の特徴や価値を分かりやすく効果的に発信するとともに、総合的・一体的に保存・活用することが可能となるものである。この計画では、「第2次山口市総合計画」の重点プロジェクトの推進に寄与することを目的として、2つの重点事業を実施しており、一つは大内氏ゆかりの歴史文化資源を活用する「大内氏関連の歴史文化資源の活用」、もう一つは中山間・南部地域の歴史文化資源を磨き上げて情報発信する「中山間・南部地域の歴史文化資源の磨き上げ・発信」がある。その2つの重点事業のうち、まず大内氏関連の事業については、築山跡史跡公園の整備に取り組んでおり、10月10日の開園に合わせ、「ぐるり！大内文化ゾーン築山跡史跡公園オープン記念事業」として、大内文化を身近に感じていただけるような取り組みを関係部局と連携しながら実施している。もう一つの重点事業、中山間・南部地域関連の事業については、史跡周防鋳銭司跡の調査をお行い、去る7月6日に山口大学と本市が共同で記者会見を行ったほか、阿東地域の長門峡の国名勝指定100周年を記念したイベントを地元と連携して実施するなどの取り組みを行っている。

ここからは推進体制についての質問の答弁です。

本計画については、令和3年度は計画実行の初年度であったことから、企画事業の検討や情報共有を目的とする「山口市文化財保存活用推進会議」の設置とともに、計画の進行管理として、各種の取り組みの進捗状況を評価する「山口市文化財保存活用評価会議」を設置するなどの仕組みづくりについて重点的に取り組んだところであり、今後は「推進会議」と「評価会議」が車の両輪となって、本計画の取り組みを効果的に実施していけるよう議論の活性化を図ってきたい。としています。

さらに委員ご指摘の今後の展望についてのご質問にお答えをしております。

今後は文化財群をめぐるツアーなど、12の関連文化財群を最大限活用した取組や、講習会の開催などによる生涯学習機会の創出、コミュニティ・スクールなどと連携した歴史文化資源の学び文化資源を知る機会の創出などにより、地域の魅力を高めるとともに、郷土愛の醸成を図り、担い手の育成なども含めた多様な主体で歴史文化資源を保存・活用する機運を高めていきたい。としています。

続いて①の資料の45ページをお開きください。

野村雄太郎議員の質問です。アの地域金融行政についてということで、

① 本市の取り組み、一 金融教育、こちらが教育委員会のほうにお尋ねになられまして、私の方で答えをしております。

質問の要旨です。金融庁は2023年度の税制改正要望と2022年度金融行政方針において、政府が掲げる「資産所得倍増プラン」を促す税制改正とともに、金融教育を国家戦略として推進する考えを示されたところである。こうした背景には、学生だけでなく、社会人も金融リテラシーがないと、自分自身にあった投資商品の選択ができないことや、リスクを取りすぎて予想外の損失が生じる可能性があることなどが考えられる。今後、本格的に金融行政の改革が行われようとする中で、金融教育を普及させ、市民の資産を増やしていくことは、ひいては、地域経済の活性化にも繋がる大切なことであり、官民連携も含め、全世代を通じて、金融教育が確実に提供されるように、しっかりと取り組む必要があると考えるが、市のご所見を伺う。

それでは②の資料5ページをお開きください。答弁の要旨です。

本市の金融教育は、消費者教育を中心に学校教育や社会教育で行っている。小学校の取組をそちらで紹介しております。家庭科の授業の話でございます。中学校では技術・家庭の授業での取り組みをご紹介します。さらに、小・中学校を対象とした、山口市消費生活センターの出前講座の開催をご紹介します。次に社会教育としての金融教育ということで、地域交流センターにおける山口県金融広報委員会等の金融講座を開催していることを紹介し、さらに教育委員会主催で家庭教育講座「子育てマナビィ」で、人間形成の土台となる、家庭での金融教育に関する講座を開催しているということをご紹介します。ただいづれにしても、現時点では、消費者教育という視点での金融教育ということになっており、こうしたことから、今後、国が目指す金融リテラシー向上を目指す金融教育にも取り組んでまいりたいと、それも市の社会教育部門の役割として、重要なコーディネート機能の強化、こういったあたりも視野に入れながら取り組んでいくということでお答えいたしております。

続いて資料①53ページをお開きください。同じく野村雄太郎議員です。

これからの図書館について、① 電子図書館サービス、一 運営体制、二 周知と利活用の促進、それと② リカレント教育と利用時間というところで、いづれも私の方で、ご答弁をいたしました。

要旨を読み上げます。

イ これからの図書館について伺う。①一 スマートシティ推進ビジョンにおいて、電子図書館サービスの導入推進を図ることとされているが、課題について以下の2点について伺う。本市では、移動図書館ぶっくんを運行しているが、その役割が電子図書館に変わっていくとも考えられる。移動図書館の存続を含め、電子図書館についてどのような運営を考えているのか伺う。①二 電子図書は、全国の図書館の図書貸出し利用者の1割から2割程度とされており、利用が少ないため、電子図書館の存在を周知し、普及させていくことが

課題であると考えられる。他市においては、小・中学校に配布されたタブレット端末を活用して電子図書館サービスを利用している自治体もある。本市においても、導入した場合には、ICT教育に絡めて、その周知、利用促進が課題となるが、どのように考えているのか。また、DXや成年後見、金融教育などの電子書籍を優先的に所蔵し、取り組みの普及啓発に繋がるよう電子書籍の活用を促すといった方法も考えられるが、市のご所見を伺う。② リカレント教育においては、学ぶことに対する費用面や、現役世代の就労環境の問題、副業・兼業を可能とするなど様々な課題が考えられるが、その課題の一つとして学習場所の確保が挙げられる。近年では、働き方の多様化に伴い図書館の開館時間が全国的にも延びているが、本市においてリカレント教育の支援やコワーキングスペースとしての利用など、就労者世代のための図書館活用という観点から開館時間の見直しも検討できるのではないかと考えるが、市のご所見を伺う。

答弁です。

電子図書館は、コロナウィルス感染症の蔓延による緊急事態宣言下における図書館サービスの提供形態として注目を集めるなど、全国の公共図書館において導入する事例が増えてきており、本市においても、サービス導入の可否について検討している。議員ご案内の移動図書館「ぶっくん」は、図書館を利用しにくい市民に対し、図書館資料を運び、貸出、返却などのサービスを行うものであり、確かに電子図書館サービスのメリットである図書館を訪れることが困難な高齢者の方や、子育て中、介護中の方が図書に親しむことができるという点では、将来的に電子図書館が移動図書館の代替サービスになりうるものと考えている。しかしながら現時点では、ぶっくんの利用者層は高齢者の方も多く、そうした世代においては電子書籍よりも紙の本を好まれる方が多いことや、スマートフォンやタブレットの利用率は年齢が上がるにつれて、低くなっているという、そういったことから、時代に応じた市民ニーズを見極めながら、サービス導入の可否について判断してくべきものと考えている。また議員から電子図書館サービスを導入した地域で利用者数が伸び悩んでいる状況を踏まえ、サービスの展開の方法について、ご示唆をいただいたが、本市がサービスの導入について検討段階であるため、現在策定中の、第4次山口市立図書館サービス計画の中で、議員からいただいたご提案も踏まえながら、その効果的な運営についても検討していきたい。としております。

中央図書館の開館時間の延長、これはリカレント教育に絡む問題ですが、平成26年度から平成28年度までの3年間、試行的に実施、延長時間帯の入館者数は1日全体の10パーセントに満たず、費用対効果の観点から、現在の開館時間に戻しております。また、昨年度実施したアンケート調査で、開館時間についての評価ですが、「満足」、「やや満足」が合わせて63.1パーセント、「普通」が30.3パーセントと

いう結果が見られたことから、現時点で、時間延長を求められている状況にはないものと考えている。ただ、開館時間の延長は、その施行から年数が経過しておりますこと、あるいは就労世代の働き方が多様化している、そういった現状を踏まえますと、より多くの方々にご利用いただける、図書館の開館時間のあり方については、引き続き研究していきたい。としています。開館時間の延長によるリカレント教育への支援について、図書館については、今申し上げた通りで期待に添えませんが、リカレント教育など、就労世代の学びの場の創出という点では、山口市産業交流拠点施設内に会員制の「コワーキングスペース」や「コミュニティラウンジ」を有します、産業交流スペースMe g r i b aといった施設があります。各産業分野に関する専門的な図書を施設内に常時1, 0 0 0冊配架し、来場者に気軽に読んでもらえる環境を整備している。併せて、コミュニティラウンジには、市立図書館所蔵の幅広い分野の資料を閲覧用として配置するとともに、受取窓口や返却ポストの設置など、図書館サービスの提供も行っている。特にMe g r i b aは、営業時間が午後1 0時までであり、仕事帰りでも利用できることから、図書館も一緒になって、就労世代の学びの場の提供も含め、市民の皆様の利便性向上に取り組んでいるところである。としています。

続いて資料①の6 2 ページをお開きください。安河内淳朗議員です。

イ 市民の主体性の醸成について、① 思考力を育む機会創出、一 哲学カフェの実施、二 グラレコ体験の実施です。

② 知識・経験を補う地域交流、一 学校と地域の枠を超えた部活動などの経験、二 若者が教えるスマホ教室ということで、すべて私の方で、答弁しています。

質問の要旨、まず哲学カフェについてです。

イ①一 昨今の社会の変化から、科学技術を用いることで我々の暮らしはより豊かになっていくことが予想されるが、科学技術はあくまで手段であり、我々山口市民が自分自身で考える力をより育てていく必要があると考えている。思考力を育てていく機会是非日常な機会が多いことから、市として、そのような場を市民に提供し、広める必要があるのではないだろうか。例えば、山口大学国際総合科学部の小川先生は、県内で学生と地域の方を含めた「哲学カフェ」を実施しておられ、山口市としても積極的に取り組まれてはどうかと考えるが、市のご所見を伺う。

イ①二 また、同じく山口大学国際総合科学部の坂口先生は、今年、山口市役所の職員に対して、グラレコの講義を実施しておられるが、ぜひ、広く市民にもこうした体験をしていただきたいと考えている。グラレコを体験できる場の提供や機会の創出について、市のご所見を伺う。

イ②一 昨今、本市では、子どもの数が減少してきており、過疎地域においては小規模校が増えてきている。このため、子どもたちのスポ少や

部活動など選択肢が少なくなり、他地域に出て行き、活動しているという現状がある。過疎地域においても、子どもたちの活動の選択肢を増やし、また地域の方が子どもたちに知識と経験を伝えていく機会を創出することで、豊かな人間関係を育み、双方が主体的に生活できると考えるが、本市での取組について現状を伺う。

イ②二 主体性には知識と経験が必要であり、身近な人間関係がそれを育んでいる。部活動や様々な物事は、年齢が高い者が低い者に教えるということが一般的であるが、例えば、若者が高齢者にスマホの機能や操作方法を教えるスマホ教室は、スマホ弱者の課題解決に貢献する経験が主体性につながるものとする。市民の主体性を育むために、若者が講師となって高齢者にスマホの使い方を教えるといった形のスマホ教室を実施されてはどうかと考えるが、市のご所見を伺う。

答弁の要旨。哲学カフェについてです。

哲学カフェは、街中のカフェや公共施設の会議室などにおいて、参加者が特定のテーマについて自由に議論を行う公開討論会のようなものであり、哲学的で難しいテーマであっても、カフェというリラックスした空間で気軽に議論できる点が、その魅力となっており、自身の思考力が育まれるだけでなく、自らの考えを表現するプレゼンテーション能力や、参加者同士の交流を通じたコミュニケーション能力の育成も期待されるものである。すでに本市においては、産業交流拠点施設のアカデミーハウスにおいて「アフターコロナ」や「民主主義」などをテーマとして、定期的で開催されている。今後も、市民が主体的に参加できる学習機会の一つとして、また、地域の人づくり・つながりづくりへ寄与する社会教育の一手法として、実施のあり方の検討を進めたい。としています。

二 グラレコ、正式にはグラフィックレコーディングと申しますが、会議等で参加者から出された意見やアイデアを、文章ではなく、イラストや文字を使って模造紙やホワイトボードなどに記録することで、会議内容等を可視化して、議論を進めていく手法である。また、文章での記録に比べ、同じ情報に対する認識のズレを生じにくくするなどのメリットがあるほか、議論を整理、再構築して自らの考えで表現することから、思考力や表現力が養われることも期待される。本市でも、第二次山口市総合計画後期基本計画の策定に向けて、現在、市内21地域で開催している未来懇話会の会議内容を記録する際にグラレコを活用するほか、本市の若手職員によるプロジェクトチームにおいても、グラレコを学びながら政策研究を行うという取組を進めている。

次に知識・経験を補う地域交流。子どもの数の減少により、スポーツ少年団や部活動の活動が存続できなくなり、過疎地域における子どもたちの活動の選択肢が減少してしまう状況があることから、将来にわたっ

て子どもたちの活動の場を確保するための体制づくりが必要となっている。こうした中で、地域が主体となっている事例も見られ、阿東中学校では、土日を中心に地域でスポーツに長けた方を指導者に迎え部活動を行うなど、子どもにとっては地域の指導者の指導を受けることで技術を高めることができ、地域にとっては子どもの成長する様子を間近で実感できるといった、双方にとって好影響をもたらす取組が行われている。そのような中、教育委員会では子どもの居場所づくり推進事業を進めており、地域の子どもの、竹細工、囲碁・将棋、昔遊びなどの体験ができる機会を提供し、大人から知識や経験を伝えることを通して、文化の継承や多世代交流を図っている。さらに、山口市教育支援ネットワーク「やまぐち路傍塾」という人材バンク制度を開設しており、子どもたちの多様な体験の場のほか、学校教育における学習支援や交通安全などの見守り活動、文化・芸術、産業・技術、自然科学などの生涯学習活動への支援を行っているところである。

続いてスマホ教室の回答です。

現在、子どもや若者が地域に主体的に関わりながら課題解決に取り組む活動が盛んに行われており、本市におけるそうした事例の一つに、小郡中学校における事例が挙げられる。こうした活動は、子どもや若者に、地域の一員として社会や人生をより良いものにするために自らが考えるということを行うとともに、簡単に解決できない課題に対して、地域の大人といった他者との関わりの中で課題を解決していくことにもつながることから、より良い社会を創っていく子どもや若者の資質・能力を育む上で重要なものであると認識している。若者が教えるスマホ教室は、若者が自らの知識や経験を生かして、スマホ等の情報機器の使用に不慣れな高齢者等に対し、学びの機会を提供するものであり、若者の主体性の育成と地域課題の解決を図る上で非常に有効な取組であると理解している。本市でも、地域交流センターで若手職員を講師としたスマホ教室の取組が一部の地域で進められており、教室終了後も参加者がセンターに質問に訪れるなど好評となっている。本市としては、スマホ教室など、若者の知識や経験を生かした取組を通じて、若者の主体性の醸成を図るとともに、地域課題の解決に寄与する社会教育の取組を、今後ともしっかりと進めてまいりたい。

続いて①番の資料の74ページです。尾上頼子議員です。

ア 教育委員会による半旗掲揚の通知について、① 教育上の必要性和公教育の在り方、② 弔意の表示は個々人の思想信条、③ 教育基本法と政治的中立、④ 国葬・県民葬への対応ということで、1回目の答弁については、私の方ですべてご答弁申しましたが、1回目の再質問、①番の項目については、教育長の答弁をいただいております。

質問の要旨です。

① 教育委員会が教育現場に通知を行ったことは、半旗掲揚を求めたと学校に理解されていると思う。こうした通知は間違っていると思うが、考えを伺う。

② 通知によって半旗が学校で掲揚されたことは、「弔意を示すべきである」という価値観を教師や児童生徒に押しつけた形となっていると考える。日本国憲法が立脚する自由主義のもとでの公教育として許されないと考えるが考えを伺う。

③ 通知は児童生徒の学習権を侵害するものであり、教育基本法１４条２項に抵触し、憲法１３条、同２６条に違反すると思うが、考えを伺う。さらに、安倍氏においては、「多大な功績を残された」といえない事態が明らかとなってきた。教育委員会は特に、歴史の検証に耐えうる行動をすべきであり、こうした点からも半旗掲揚は明らかに間違いだと思うが、考えを伺う。

④ 上記３点から、国葬・県民葬への対応において、教育委員会として「弔意を表す」ことをしないことを求めるが、考えを伺う。

それでは答弁です。

① 安倍晋三元首相の葬儀前日の７月１１日夕刻、山口県教育委員会教育長名により、県内各市町教育委員会教育長宛てに、「葬儀当日、哀悼の意を表するため、国旗、県旗を半旗掲揚とすることを県教育長名で各県立学校長に宛てて通知したことを情報提供する」という文書がメールで本市教育委員会に送付されるとともに、同日に本市市長部局が各所管施設の国旗を半旗掲揚とすることとした旨の情報提供があった。こうした中、本市教育委員会では、葬儀当日、県と市の対応状況を参考に、山口県選出の国会議員であり、長年内閣総理大臣を務められるなど、多大な功績を残した安倍元首相への弔意を表することが適当と判断し、市内小・中学校の国旗を半旗掲揚とすることを決定した。半旗の掲揚が、教職員や児童・生徒、さらには、その保護者に対して弔意を表することを強制することはあってはならないことから、このたび各学校への連絡は、他の教職員がこのメールを目にすることにより、教育委員会や学校長から弔意の表明を強制されたと感じることはないよう、各学校長個人宛てにメールを送付した。こうしたことから、今回の各学校への半旗掲揚の依頼は、その趣旨や方法において、個々の教育現場に対し、弔意の表明を強制しないよう配慮している。としています。

② 今回の半旗掲揚は、管理職、すなわち学校長や教頭による対応を依頼しており、一般の教職員にまでその対応を拡げることを避けている。また、教師や児童・生徒に対して黙祷する等の依頼も行っていないことはもちろん、国旗の半旗掲揚の実施状況について確認するための調査も行っていない。こうしたことから、教育委員会としては、「弔意を示すべきである」という価値観を教師や児童・生徒に押しつけた形になって

いるとは考えていない。

③ 教育基本法第14条第2項は、学校が特定の政党を支持したり、又は反対したりするための政治教育や政治的活動を禁じたものであるが、このたびの教育委員会の学校における半旗の掲揚を決定した理由は、山口県選出の国会議員であり、長年、内閣総理大臣を務められるなど、多大な功績を残された安倍元首相への弔意を表することであったことから、教育基本法で禁じている事項にはあたらないと考えている。そして、学校に国旗の半旗掲揚を依頼したことは、「弔意を示すべきである」という価値観を教師や児童・生徒に押しつけた形になっているものとも考えておらず、憲法第26条の児童・生徒の教育を受ける権利を侵害するものではないと考えている。

④ 安倍元首相の国葬・県民葬については、現時点で国や県からの通知は届いておらず、今後、詳細が示されると考えており、教育委員会としては、国、県の動向、或いは本市各施設での対応等について注視し、安倍元首相の国葬、県民葬時における弔意表明について適切に対応していきたいと考えている。としています。

続いて、資料①の資料の81ページです。其原義信議員。

小中一貫教育についてということで、教育長の方からご答弁をいただいております。

質問の要旨です。

先の3月定例会において、本市における小中一貫教育の検討の方向性についての質問があり、教育長から小中一貫教育を導入する背景やその教育的効果等について答弁された。これまでの取組において、小中連携教育という形で小学校と中学校の連携を推進してきたと認識しているが、本市の小中一貫教育がめざしているところを今一度お聞きしたい。その上で、小中連携教育と小中一貫教育の違いや、本市が小中一貫教育を行うにあたって何に重きを置いて取り組むのか、さらに小・中学校間、学校と家庭・地域等の間でどのような調整項目が必要とされるのか、今後取り組むべき内容について、現段階での状況や所見を伺う。

答弁です。

「連携教育」とは、小学校と中学校の児童生徒や教員が交流をしたり、教員間で情報交換を行ったりしながら円滑な接続をめざす教育であり、

「一貫教育」とは、15歳までに育てたい子どもの姿を小・中学校の教員がしっかりと共有し、子どもの成長の連続性を意識しながら、系統性のある教育課程を編成し、一貫した指導を行う教育である。書いてはありませんが、最後の締めとして、本市としては、本市の強みであるコミュニティ・スクールの取り組みが地域に支えられた、地域とともにある小中一貫教育を目指してまいりたいとしております。次に、本市が小中一貫教育を行うにあたって何に重きを置いて取り組むのかというところ

です。第1に「児童生徒の学力・学習意欲の向上」、第2に「いわゆる『中1ギャップ』の解消」、第3に「特色ある学校教育の推進」に重きを置いて取組みたいと考えている。「児童生徒の学力・学習意欲の向上」では、まず小・中学校の教員が、子どもの学びの連続性を意識しながら一貫性のある支援・指導を行うことが重要である。「いわゆる『中1ギャップ』の解消」では、小・中学校の教員が、子どもの抱える課題を共有し、小中9年間の継続した支援を行っていくことが重要である。「特色ある学校教育の推進」では、地域の素材を生かした「地域学習」、校種間のつながりを強化した「英語学習」「キャリア教育」など、各中学校区の特色を生かした取組を行うことにより、さらなる教育的効果を期待しているところである。これら3つを中心に取り組んでいく中で、本市の小中一貫教育では、コミュニティ・スクールを基盤として、保護者や地域それぞれの思いや願いをくみ取りながら、小・中学校をつなげていくことも大切であると考えており、まずはその基盤となる基本方針が必要となる。現在、山口市小中一貫教育推進委員会を立ち上げ、基本方針の策定に向けた議論を行い、「山口市らしい」特色ある取組につままして検討を行っているところである。次に、小・中学校間、学校と家庭・地域等の間で必要な調整項目についてですが、各中学校区において、めざす子ども像を共有し、小・中学校9年間の系統的な教育課程を編成することが必須項目であり、本年度、導入を想定した研究を進めている。ここでは、徳地中学校の取り組みを紹介しております。まずは小・中学校の教員同士がお互いに本音で意見交換し、互いの学習観、指導観の考え方の違い等を知ることが第一歩であると考えている。ということで、こちらについても、湯田中学校区において、小中合同の研修会、そちらを各夏季休業期間中に実施していくというのが事例です。そういったものを紹介しております。

以上が本会議のご質問、答弁です。続いて資料①の89ページ。

9月26日、月曜日、常任委員会、教育民生委員会が開催されました。教育委員会事務局の方から提供した市政概況報告についてご説明します。小中一貫教育基本方針の策定の進捗状況です。

山口市小中一貫教育推進委員会を設置し、8月22日に第1回目の会議を開催しました。構成委員については、山口大学の教職大学院の専任教員、それから市内小・中学校の校長、教頭、教務主任の代表、PTA連合会の代表者ということにしており、今後、市内小・中学校の現場教員、学校運営協議会の委員の方々の意見、それから学識経験者の知見、先行事例等も参考にし、議論の活性化に向けて、取り組んでいくということしております。一方、学校現場の取り組みですが、小中一貫教育を進めることとなりますと、該当の小学校、中学校を包含します、各中学校区において、めざす子ども像を共有し、小中9年間の系統的な教育

課程を編成することが必須でございますことから、小中合同で研修会を開催するなど、小中の連携を促進する取組の中で、小中一貫教育の導入を想定した研究を進めているところでございます。今後とも、本市の強みであるコミュニティ・スクールの取組をさらに深化・充実させつつ、学校現場とともに小中一貫教育の導入に向けた検討を鋭意進めてまいります。としております。

次に2番目として、国宝瑠璃光寺五重塔の保存修理等についてです。国宝瑠璃光寺五重塔は、「日本三名塔」に数えられる山口市唯一の国宝でございます、年間50万人を超える観光客が訪れる山口市の観光のシンボルでございます。こうしたことから、先ほども米本議員のご質問にも出ましたが、山口市文化財保存活用地域計画に基づき、国宝瑠璃光寺五重塔をはじめとする様々な歴史文化資源を我がまちの宝として保存、活用し、永く後世に継承していく取組を進めています。こうした中、9月2日、宗教法人瑠璃光寺、山口観光コンベンション協会、山口商工会議所、山口七夕会等で組織する実行委員会により、「国宝瑠璃光寺五重塔 令和の大改修クラウドファンディング」に取り組むことが発表されたところでございます。これは、このたびの国宝瑠璃光寺五重塔の保存修理事業に係る経費のうち、文化財保護法等の定めにより所有者が負担すべき一部の経費につきまして、クラウドファンディングの手法により資金調達を行う取組でございます。所有者が示されました、事業の概要を簡単に申しますと、事業期間は今年度から令和7年度まで、保存修理の内容につきましては、檜皮葺き屋根の全面葺き替えなどとなっております。また、総事業費につきましては、令和2年度から開始されております防災施設の整備事業分を含め、約7億6,000万円を見込んでおるところでございます、これを、国、県、市及び所有者が応分の負担をすることとなるものでございます。教育委員会といたしましては、「令和の大改修」をしっかりと完成へとつなげてまいりたいよう、事業主体となる所有者をしっかり支援してまいりたいと思います。

大変長くなって申し訳ありませんが、委員会の中で出たご質問を、資料はありませんが、ざっとご説明します。

このたびの委員会は、春先からいろいろこちらでもご審議いただいております、令和3年度の教育行政の決算的な分を、これが主要な政策の成果報告書ということで、議会審議の決算の材料となっておりますので、大変多くのご質問がありました。特にトピックとなるような、大きな事柄は出なかったのですが、まず決算審査については、この中に学校を楽しんでいる児童生徒の割合という資料が出ておりますので、そういったことについてのご質問、またオンライン授業、不登校、情報教育支援員の人数に関するもの、それから図書館利用カードの登録者数に関するもの、そのようなご質問が出たところです。

	決算審査が終わりまして、その後、補正予算を数点、提出しております。まず大内中のトイレの洋式化と大規模改修をするということについて、来年度に繰り越しをしておりますので、その予算の関係、それから経済対策の第12弾でも出てまいりましたが、学校給食、物価高騰に伴う学校給食費の材料費の高騰も一般会計で支援する、補填するという、そういう制度が8,000万円ですが、それについての予算的なやり取りをしております。 それと予算以外の議案についてですが、教育用コンピュータ、教務用のコンピュータ等について、請負契約という意味で、議案提出をしております他、徳地文化ホールがこの11月オープンをしますが、その改修に伴って、文化ホール内の施設の面積が変わったということがありますので、使用料の改定とかそういった部分についての条例改正の議案を上げておりまして、これについて数点のご質問があったところです。 それが終わりました後に、一般質問がありまして、ざっと申しますと、オンライン授業、一人一台端末の導入というのが進んでいるが、家庭におけるネット環境の整備状況がどういった状況にあるか、それからコロナ禍で、各施設の入場者数の緩和が働いているが、いまだに、山口南総合センターについては、500人の収容人数に対して200人前後の制限を掛けているが、どういう状況か、それからeスポーツを教育委員会としてどのように考えているか、また情報モラル教育についてはどのように取り組んでいるか、それから不登校、これも質問が出ました。 それと学校に行きたくるようになり、いろいろな文化芸術の取り組みなどを進めてはどうか、それから図書館の市民アンケートについては、図書館を利用していない人の意見も聞くことも必要ではないか。 それからインクルーシブ教育の体制整備については今、本市としてはどのように考えているか、特別支援学級の運営方法なんかについての事もありました。
藤本教育長	ありがとうございました。 それでは報告第1号につきまして、全般を通して、意見、質問がありましたらお願いいたします。 山本教育委員。
山本委員	参考になるかどうか。最初の質問の安全ですね。 私が教員、校長をやっているときから、もう安全点検は月一というのが常識です。 月一とは頻繁でいいように思えるのですが、教員にとっては、毎度の事で、むしろマンネリ化してしまうものです。 そうしたマンネリ化を防ぐための方策を考えていかなければならないと思っております。
右田学校教	マンネリ化が起きないように気を付けていくことは大切であると考え

	育課長 ておりまして、このたびの事を通して安全点検の実施方法等を見直すことにしているところです。 平素はどうしても目視を中心にした確認となるわけですが、それを例えば夏休みなど、比較的先生方の業務が落ち着いている時期に、複数名で目視に加え、実際に振動を加えてみるとか、あるいは叩いて打音で確認してみるとか、いつもの目視点検とは違った点検を行っていくこととしており、実際に既に取り組んだところでございます。 どうしても学校の先生方では安全性の判断がつきにくいもの、これについては設置者の管理部門として本市の教育施設管理課に連絡して見直していくということを行ってまいります。
	藤原教育施設管理課長 教育施設管理課といたしましても、当課の施設担当者から、学校の先生方に対し、学校内こういうところを見た方が良いといったところを伝えることが出来ればと思っているところです。
	藤本教育長 その他、何かありませんか。無いようでしたら、以上で、本日の付議案件については終了しました。 次回の定例会はこちらの第1会議室で、10月26日水曜日の午後2時からですから、よろしくお願いいたします。それでは以上を持ちまして、令和4年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。
署名	上記のとおり相違ありません。 令和4年 月 日 教育長 _____ 署名者 _____ 署名者 _____ 会議録調製 _____